

第2章 第8節 ビデオグラム

著作物を録音し、ビデオグラム(ビデオテープ、ビデオディスク、DVDなどに影像を連続して固定したものであって、映画フィルム以外のものをいう。以下同じ。)を製作する場合の使用料は、第3節の規定にかかわらず、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 市販用ビデオグラム

著作物 1 曲の使用料は、次の基本使用料と複製使用料を合算して得た額とする。

ただし、既に著作権者から映画録音の許諾を得て著作物が録音されているものをビデオグラムとして複製する場合は、複製使用料のみの額とする。

- (1) 基本使用料 ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物の利用時間 1 分までごとに 800 円とする。
- (2) 複製使用料 ビデオグラム 1 個につき、著作物の利用時間 1 分までごとに、次の算式によって算出した額又は 3 円 20 銭のいずれか多い額とする。

$$\text{当該ビデオグラムの小売価格 (消費税額を含まないもの)} \times \frac{4.5}{100} \times \frac{1}{\text{総再生時間(注1)}} \times \frac{\text{著作物の合計利用時間(注2)}}{\text{著作物の累計利用時間(注3)}}$$

(注 1) 「総再生時間」とは、当該ビデオグラムの再生に要する時間(1 分未満を切上げ)をいう。

(注 2) 「著作物の合計利用時間」とは、当該ビデオグラムに収録されている各著作物の利用時間をそのまま合計し、1 分未満を切上げたものをいう。

(注 3) 「著作物の累計利用時間」とは、当該ビデオグラムに収録されている各著作物それぞれの利用時間の 1 分未満を切上げたうえ累計したものをいう。

2 その他のビデオグラム

規定 1 による場合のほか、著作物 1 曲の使用料は、次の基本使用料と複製使用料を合算して得た額とする。

ただし、既に著作権者から映画録音の許諾を得て著作物が録音されているものをビデオグラムとして複製する場合は、複製使用料のみの額とする。

- (1) 基本使用料 ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物の利用時間 1 分までごとに 800 円とする。
- (2) 複製使用料 ビデオグラム 50 個までは、著作物の利用時間 1 分までごとに 500 円とする。50 個を超える場合は、超える 1 個につき、著作物の利用時間 1 分までごとに 7 円とする。

(ビデオグラムの備考)

- ① 専ら映画館等の施設において公に上映することを目的として製作されるビデオグラムについては、第3節映画1録音の規定によるものとする。
- ② 製作する市販用ビデオグラムの内容が、劇場用映画の場合又は、総再生時間に占める著作物の合計利用時間の割合が $\frac{60}{100}$ までのテレビジョン映画(アニメーションを含む)、テレビドラマ、オリジナルビデオ映画その他劇場用映画に類する映画の場合の複製使用料は、音楽を主体とするものを除き、ビデオグラム1個につき、当該ビデオグラムの小売価格(消費税を含まないもの)に $\frac{1.75}{100}$ を乗じて得た額とする。ただし、本備考により難しい場合は、1(2)の規定を適用する。
- ③ 同一ビデオグラムにおいて同一著作物が断続的に利用される場合又は繰り返し利用される場合の使用料は、その利用時間を合算して算出した額とする。
- ④ ビデオグラムに演劇的音楽著作物の全編を利用する場合又はビデオグラムの全体を演劇的音楽著作物の要約又は抜粋で構成する場合で、使用料を委託者が指定することとしているときはその額とする。
- ⑤ 基本使用料について、使用料を委託者が指定することとしているときはその額とする。
- ⑥ 在外公館又は海外事業所等の邦人に視聴させる目的で、テレビジョン放送番組をビデオグラムとして複製する場合の使用料は、2の規定の範囲内で、利用者と協議のうえ定めることができる。
- ⑦ ビデオグラム利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率又は額の範囲内で決定する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第1章総則の備考及び第2章第8節ビデオグラムの規定については、平成16年7月1日から実施する。